

# 定 款

公益社団法人 倉敷観光コンベンションビューロー

# 公益社団法人倉敷観光コンベンションビューロー定款

制定 平成24年4月 1日

改正 平成24年6月26日

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人倉敷観光コンベンションビューローと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を岡山県倉敷市に置くことができる。

### (目的)

第3条 この法人は、国内外からの観光客の誘致及びコンベンション（各種会議、大会、展示会等をいう。以下同じ。）の誘致、支援等を行うことにより、倉敷市における観光及びコンベンションの振興を図り、もって地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 観光及びコンベンションの企画及び調査に関すること。
- (2) 観光関係の機関、団体との連携、調整に関すること。
- (3) 観光、コンベンション及びフィルムコミッションの広報宣伝及び情報の発信に関すること
- (4) 観光客の誘致及び受入れ体制の整備に関すること。
- (5) 観光資源の整備及び開発に関すること。
- (6) 郷土産業及び観光土産品の紹介に関すること。
- (7) 観光関係者の資質の向上に関すること。
- (8) コンベンションの誘致、開催及び支援に関すること。

- (9) 映画等のロケーションの誘致及び協力に関すること。
- (10) 地方公共団体等から委託を受けた施設の管理及び事業の施行に関すること。
- (11) 物品等の販売及びこれに付随する事業に関すること。
- (12) 旅行業法に基づく旅行業
- (13) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、岡山県倉敷市内において行うものとする。

## 第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 名誉会員 この法人に対し特に功労のあった者で会員総会において推薦されたもの。

(入会)

第6条 正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、会員総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 正会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったとき（名誉会員にあっては、第2号に該当するとき）は、会員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、会員総会の1週間前ま

で、理由を付して除名する旨を通知し、会員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の設立の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、その旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 第 7 条の会費を 2 年以上滞納したとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第 3 章 役員等

(役員)

第 12 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 5 名以内
- (3) 専務理事 1 名
- (4) 理 事 1 5 名以上 2 0 名以内 (会長、副会長及び専務理事を含む)
- (5) 監 事 2 名以上 4 名以内

- 2 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、会員総会において正会員の中から選任する。

ただし、監事については、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届出なければならない。

(理事の職務・権限)

第14条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、法令及びこの定款に定めるところにより、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が長期にわたり会長の職務を遂行することができないときは、理事会があらかじめ定めた順序により、その職務を遂行する。
- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長、専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第15条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告

すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(5) 会員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(6) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産及び会計の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事及び監事(増員により、選任された監事を除く。)の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 理事及び監事は、第12条に規定する定数に足りなくなるときは、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその理事及び監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第17条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

2 前項の規定より理事及び監事を解任しようとするときは、解任の決議を行う会員総会において、その理事及び監事に弁明の機会を与えなければならない。

#### (役員報酬)

第18条 理事及び監事はすべて無報酬とする。ただし、常勤の理事及び会員以外から任用による監事(有資格者)に対しては、会員総会で定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(理事の取引の制限)

第 19 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とそ  
の理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の実任の一部免除)

第 20 条 法人法第 111 条第 1 項に規定する理事及び監事の損害賠償責任については、当該理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、会員総会の決議によって免除することができる。

(名誉顧問及び顧問)

第 21 条 この法人に、名誉顧問及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉顧問及び顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 名誉顧問及び顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べるこ  
とができる。

4 名誉顧問及び顧問の任期は、第 16 条の理事及び監事の任期を準用する。

5 名誉顧問及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払を  
することができる。

## 第 4 章 会員総会

(種別)

第 22 条 この法人の会員総会は、法人法に定める社員総会とし、定時会員総会及び臨時会員総会  
の 2 種類とする。

(構成)

第 23 条 会員総会は、正会員をもって構成する。

2 会員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 24 条 会員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額又はその規定
- (3) 定款の変更
- (4) 会員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 入会の基準並びに会費の額
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (8) 前各号に定めるもののほか法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項。

2 前項にかかわらず、個々の会員総会においては、第 26 条第 3 項の書面に記載した会員総会の目的である事項以外は、決議することはできない。

(開催)

第 25 条 定時会員総会は毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

2 臨時会員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会の決議があったとき。
- (2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

第 26 条 会員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 会長は、前条第 2 項 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に開催しなければならない。

3 会員総会を招集するときは、会議の日程、場所、目的である事項を記載した書面をもって 2 週間



前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 28 条 会員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 29 条 会員総会の議事は法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の採決するところによる。

2 前項において議長は正会員として表決に加わることはできない。

(書面表決等)

第 30 条 会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、会員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び当該会員総会に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(4) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) その他法令で定める事項

(種類及び開催)

第 34 条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第 15 条第 1 項 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 35 条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、請求があった日から5日以内に、請求があった日から2週間以内の日を臨時理事会の日とする招集通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第38条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において議長は理事として表決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに、記名押印しなければならない。

## 第6章 委員会

(委員会)

第40条 この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、財産目録記載の財産、会費、補助金、寄附金品、事業収入及びその他の収入によって構成する。

(資産の管理・運用)

第 42 条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て別に定める。

(経費の支弁)

第 43 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て会員総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、会員総会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けな

なければならない。

## 第8章 定款の変更, 合併

### (定款の変更)

第47条 この定款は、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 認定法第13条第1項各号に掲げる事項の変更を行った場合は、遅延なく行政庁に届けなければならない。

### (合併等)

第48条 この法人は会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(

### 解散)

第49条 この法人は法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、解散することができる。

### (公益目的取得財産残額の贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の処分)

第 51 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、会員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする認定法第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 事務局

(事務局)

第 52 条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 職員は会長が任免する。ただし、重要な職員については、理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(備置き書類及び帳簿)

第 53 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書
- (8) 貸借対照表
- (9) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (10) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (11) 財産目録
- (12) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (13) 監査報告書
- (14) その他法令で定める帳簿及び書類

## 第 10 章 情報公開

(情報公開)

第 54 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営状況、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(公告)

第 55 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

## 第 11 章 雑則

(委任)

第 56 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は吉本豪之、副会長は虫明德二、植木巍、若林富子、永山久光、熊耳伸一、専務理事は小野亀とする。

附則

この定款は、平成 24 年 6 月 26 日から施行する。